

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

熊谷羽生線	路線名
加須市串作字川北一七九番二地先から 同市串作字砂原六六六番一地先まで	供用開始の区間
令和三年三月二十六日	供用開始の期日
令和三年三月二十六日付け埼玉県行田 県土整備事務所長告示第七号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長六六・八〇メートル	備考